

別紙様式第五十六 (平10蔵令164・全改、平12蔵令69・一部改正)

対外支払手段等の売買に関する報告書  
( 年 月 ~ 月分)

根拠性規：外国為替の取引等の報告に関する省令  
主務官庁：財務省

財務大臣 殿  
(日本銀行経由)

報告年月日： \_\_\_\_\_  
報告者： \_\_\_\_\_  
報告名称及び  
代表者の氏名 \_\_\_\_\_  
所在地 \_\_\_\_\_  
責任者記名押印 \_\_\_\_\_  
又は署名 \_\_\_\_\_  
担当者の氏名 (電話番号) \_\_\_\_\_  
(単位 百万米ドル)

	金 通 貨 計		米 ドル	英 ポンド	ス イス・フラン	ド イツ・マルク	ユ ー ロ
	買 為 替	売 為 替					
直 物	対 顧 客	( )	( )				
	対 海 外	( )	( )				
	本 支 店	( )	( )				
	銀 行	( )	( )				
	対 銀 行 (国内)	( )	( )				
物	うち市場取引分	( )	( )				
合 計	( )	( )					
先 物	対 顧 客	( )	( )				
	うちアクトライ	( )	( )				
	対 海 外	( )	( )				
	本 支 店	( )	( )				
	銀 行	( )	( )				
物	対 銀 行 (国内)	( )	( )				
うち市場取引分	( )	( )					
うち翌日渡締	( )	( )					
合 計	( )	( )					

- (記入要領)
- 1 本報告書は、本邦店の四半期中に取引を締結した対外支払手段等の売買高の合計額を記入すること。
  - 2 「責任者記名押印又は署名」欄には、報告の提出について授權された者が記名押印又は署名すること。
  - 3 米ドル以外の通貨については米ドルに換算の上、記入すること。
  - 4 本報告書は、外国通貨又は旅行小切手の売買を除いて記入すること。ただし、外国通貨又は旅行小切手の売買を除くことが困難な場合には、含めて記入して差し支えない。
  - 5 ユーロの売買高について記入することが困難な場合には、「ユーロ」欄にその旨記入すること。
- (日本工業規格 A 4)